

## 寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住宅改修費(居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費をいう。以下同じ。)を被保険者(居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)から委任を受けた事業者に支払うこと(以下「受領委任払い」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)の例による。

(事業者登録の申請)

第 3 条 この要綱による受領委任払いを受けようとする事業者は、町長の登録(以下「事業者登録」という。)を受けなければならない。

2 事業者登録を受けようとする事業者は、事業所ごとに寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い登録事業者申請書兼誓約書(第 1 号様式)により町長に申請しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、同項の申請をすることができない。

(1) 役員等が寒川町暴力団排除条例(平成 23 年寒川町条例第 11 号)第 2 条 3 号に規定する暴力団員等である事業者

(2) 寒川町指名停止に関する取扱基準(昭和 52 年 7 月 1 日施行)に基づく指名停止を受けている事業者

4 町長は、第 2 項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、事業者登録の可否を決定し、寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い登録事業者決定通知書(第 2 号様式)により通知するものとする。

(事業者登録の変更等の届出)

第4条 前条第4項の規定による事業者登録の決定を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、登録事項に変更があったときは、速やかに、寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い登録事業者変更届出書(第3号様式)により町長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、事業者登録を抹消しようとするときは、速やかに、寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い事業者登録抹消申請書(第4号様式)により町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、事業者登録を抹消するとともに、その旨を書面により当該申請を行った登録事業者に通知するものとする。

(登録事業者の責務)

第5条 登録事業者は、住宅改修及び受領委任払いの実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 関係法令等を遵守すること。

(2) その居宅において被保険者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身及び住宅の状況等をふまえた適切な住宅改修を行うよう努めること。

(3) 第3条第2項の規定による申請時に宣誓した事項を遵守すること。

(事業者登録の取り消し)

第6条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その事業者登録を取り消すことができる。

(1) 第3条第3項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 正当な理由なく受領委任払いによる住宅改修の依頼を拒否したとき。

(3) 住宅改修費の請求に不正があったとき。

(4) 登録事業者の責に帰すべき事由により、被保険者の身体、財産等を傷つけた

とき。

(5) 第5条の規定に違反したとき。

(6) 次条に規定する求め等に応じないとき又は虚偽の報告等をしたとき。

(7) その他町長が事業者登録を取り消す必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により事業者登録を取り消したときは、寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い事業者登録取り消し通知書(第5号様式)により、その旨を当該登録事業者に通知するものとする。

(報告等)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、法第45条第8項又は法第57条第8項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

(情報提供)

第8条 町長は、被保険者及び居宅介護支援事業者等に対し、登録事業者に関する情報を提供するものとする。

(受領委任払いを利用できる者)

第9条 受領委任払いを利用できる者は、登録事業者に住宅改修を行わせる被保険者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法第66条第1項又は第2項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載を受けている被保険者

(2) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時的に差し止められている被保険者

(3) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載を受けている被保険者

(4) 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載を受けている

被保険者

- (5) 介護保険料を滞納している被保険者
- (6) 病院等に入院し、又は介護保険の対象となる施設等に入所等している被保険者
- (7) 法第 27 条第 1 項、法第 28 条第 2 項若しくは法第 29 条第 1 項に規定する要介護認定に係る申請又は法第 32 条第 1 項、法第 33 条第 2 項若しくは法第 33 条の 2 第 1 項に規定する要支援認定に係る申請をして、その結果の通知を受けていない被保険者
- (8) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者(受領委任払いの利用の申請)

第 10 条 被保険者は、受領委任払いを利用するときは、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下、「省令」という。)第 75 条第 1 項並びに第 94 条第 1 項に規定する、あらかじめ提出する書類に、寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い申請書兼委任状(第 6 号様式)を添えて提出しなければならない。

2 町長は、前項又は次項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、受領委任払いの利用の可否を決定し、当該申請を行った被保険者に対し、寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い(承認・不承認)決定通知書(第 7 号様式)により通知するものとする。

3 前項の規定による受領委任払いの承認を受けた被保険者(以下「承認被保険者」という。)は、第 1 項の規定による申請の内容に変更が生じたとき又はこの項の規定により変更された当該内容に変更が生じたときは、速やかに、変更後の内容を記載した寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い申請書兼委任状(第 6 号様式)に、当該住宅改修費の受領委任払いの利用を承認した寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い(承認・不承認)決定通知書(第 7 号様式)を添えて町長に申請しなければならない。

4 承認被保険者は、受領委任払いによる住宅改修をやめるときは、速やかに、町長に書面によりその旨を届け出るとともに、寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い(承認・不承認)決定通知書(第7号様式)を返還しなければならない。

(住宅改修費の支給等)

第11条 承認被保険者は、前条第2項の規定による承認を受けた受領委任払いに係る住宅改修費を請求するときは、省令第75条第1項並びに第94条第1項に規定する、住宅改修が完了した後に提出する書類に、当該住宅改修費の総額が記載された書類を添えて提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、前条第1項又は第3項の規定により被保険者から委任を受けた登録事業者に当該請求に係る住宅改修費を支払うものとする。

(返還)

第12条 町長は、被保険者又は登録事業者が偽りその他不正な手段により受領委任払いを利用して住宅改修費を受領したときは、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、受領委任払いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い登録事業者申請書兼誓約書

(宛先) 寒川町長

申請者（事業者）所在地 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

受領委任払い登録事業者としての登録を受けたいので、次のとおり申請します。  
 また、記載の誓約事項についてこれを遵守することを誓約します。

フリガナ										
事業所名称										
事業所所在地	(〒 - )									
フリガナ										
事業所代表者氏名										
営業の形態	法人 ・ 個人									
連絡先	電話番号					FAX番号				
メールアドレス										
営業日 (営業日に○)	月	火	水	木	金	土	日	祝	備考	
営業時間	平日									
	土曜日									
	休祝日									
誓約事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度における住宅改修の制度を理解した上で、受領委任払い登録事業者としての登録を申請します。</li> <li>介護保険法及びその他関係法令並びに寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱を遵守します。</li> <li>その居宅において被保険者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身及び住宅の状況等をふまえた適切な住宅改修を行うよう努めます。</li> <li>住宅改修を行うに当たっては、町及び居宅介護支援事業者との連携に努めます。特に、居宅介護支援事業者とは住宅改修着工前の相談・確認を必ず行います。</li> <li>住宅改修費については、被保険者の負担割合に応じた自己負担額の支払いを受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しません。</li> <li>受領委任払いを利用する被保険者等が、次の各号に掲げる事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を町に通知します。                  (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。                  (2) 正当な理由なく、当該住宅改修を行うに当たって必要な手続き等に関し協力しないとき。</li> <li>被保険者等から住宅改修に関する苦情等があった場合、必要に応じて事実関係を確認し、円滑かつ迅速に苦情処理を行います。</li> <li>住宅改修の施工に伴い、登録事業者の責めに帰すべき事由により、被保険者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、被保険者に対してその損害を賠償します。</li> <li>登録事業者の役員若しくは従業者又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を漏らしません。</li> </ol>									

寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い登録事業者決定通知書

様

寒川町長

印

年 月 日付けで申請のありました受領委任払い登録事業者としての登録につきまして、次のおり決定しましたので、通知します。

1. 登録

登録番号	
登録年月日	
フリガナ	
事業所名称	
事業所所在地	(〒 - )

2. 却下

却下の理由	
-------	--

問い合わせ先

寒川町

課 庁

TEL

(審査請求)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に審査請求をすることができます。
- この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。
  - 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6月以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。

寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い登録事業者登録事項変更届出書

（宛先）寒川町長

申請者（事業者）所在地  
 名 称  
 代表者氏名 印

先に提出した寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い登録事業者申請書兼誓約書の登録事項について、次のとおり変更しましたので届け出ます。

登録事項を変更した事業所

登録番号	
フリガナ	
事業所名称	
事業所所在地	(〒 - )

変更内容

変更があった事項		変更の内容
1	申請者の所在地	(変更前)
2	申請者の名称	
3	申請者の代表の氏名及び職名	
4	事業所の所在地	
5	事業所の名称	(変更後)
6	電話番号、FAX番号 メールアドレス	
7	営業日、営業時間	
8	その他	
変更年月日		年 月 日



寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い事業者登録抹消申請書

（宛先）寒川町長

申請者（事業者）所在地  
名 称  
代表者氏名 印

年 月 日付で登録を受けた受領委任払い登録事業者としての登録を抹消したいので、次のとおり申請します。

登録を抹消する事業所

登録番号	
フリガナ	
事業所名称	
事業所所在地	(〒 - )

登録抹消について

抹消する理由	
抹消年月日	

寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い事業者登録取り消し通知書

様

寒川町長

印

年 月 日付で登録を受けた受領委任払い登録事業者としての登録について、次のとおり取り消しますので、次のとおり通知します。

登録を取り消す事業所

登録番号	
フリガナ	
事業所名称	
事業所所在地	(〒 - )

取り消しについて

取り消しの理由	
---------	--

問い合わせ先

寒川町 課 〒

TEL

(審査請求)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、寒川町長に審査請求をすることができます。
- この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。
  - 審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分についての取消訴訟は、第 1 項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 6 月以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から 6 月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができません。

寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い申請書兼委任状

（宛先）寒川町長

被保険者番号										
フリガナ										
氏名										印
住所	(〒 - )									
連絡先	電話番号					FAX番号				
メールアドレス										

私は、受任者に介護保険住宅改修に係る保険給付費の受領に関する権限を委譲したいので、その旨申請します。

権限を委譲する 住宅改修の申請日	年 月 日 付け申請分
---------------------	-------------

受任者 (事業者)	登録番号										
	フリガナ										
	事業所名称										

振込先	金融機関	コード					店舗名	コード				
	預金種目	該当にするものに○をして下さい。 1. 普通 2. 当座					口座番号					
	フリガナ											
	口座名義人											

寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い（承認・不承認）決定通知書

様

寒川町長

印

年 月 日付け提出のありました住宅改修費の受領委任払いについて、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 承認

被保険者情報

被保険者番号	
フリガナ	
氏名	
住所	(〒 - )

権限を委譲する 住宅改修の申請日	年 月 日 付け申請分
---------------------	-------------

受任者 (事業者)	登録番号	
	フリガナ	
	事業所名称	

2. 不承認

不承認の理由	
--------	--

(注1) 受領委任払いの内容に変更が生じた場合は、速やかにこの決定通知書を返還するとともに、変更された内容であらためて寒川町介護保険住宅改修費受領委任払い申請書兼委任状（第6号様式）を提出して下さい。また、受領委任払いを取り止める際には、速やかにこの決定通知書を返還し、その旨を書面にてお知らせください。

(注2) この通知の内容が「承認」となっても、住宅改修費の支給を決定したものではありませんのでご注意ください。住宅改修費の支給については、工事完了後に領収書等の書類、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前承認決定通知書及び当該住宅改修費の総額が記載された書類を添付の上、支給申請書の提出が必要となります。

問い合わせ先

寒川町

課 庁

TEL

(審査請求)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6月以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。